

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー優良従業員表彰規程

第1条 この規程は、観光事業及びコンベンション振興事業の健全な発展及び観光客の接遇向上を図るため公益財団法人広島観光コンベンションビューロー賛助会員（以下「賛助会員」という。）の従業員表彰に関し、必要な事項を定める。

第2条 表彰は、理事長が賛助会員の推薦により、優良従業員審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て行う。

2 表彰の対象となる者は、賛助会員の企業・団体（以下「企業・団体」という。）に勤務する従業員とする。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、この規程により表彰する。

- (1) 企業・団体に10年以上勤務し、勤務成績及び素行が優良にして、観光客への接遇又は宣伝等に優れている者、もしくは広島におけるコンベンション振興に寄与した者。
- (2) 広島の観光事業及びコンベンション振興事業の発展に尽くした功績が特に顕著であると認められる者。
- (3) その他、理事長が特に認める者。

第4条 表彰は、毎年1回行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

第5条 表彰は、賞状及び副賞を授与するとともに、その功績を公表する。

2 表彰を受ける者が死亡したときは、その賞状及び副賞は、その者の遺族に交付する。
3 表彰を受けた者が、優良従業員たる名誉を傷つけたと認められるときは、表彰を取消すことができる。

第6条 賛助会員が第3条に該当すると認められる者を推薦しようとする場合は、推薦書（別紙様式）を理事長に提出するものとする。

第7条 審査会の委員は、理事長がこれを委嘱する。

第8条 審査会に審査委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審査会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に、旧広島市観光協会から「広島市観光協会観光優良従業員表彰規程」により表彰を受けた者は、この規程により表彰を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。